

消防用設備等点検基準

1. 消防用設備等の点検及び報告

消防法第17条の3の3に規定する建物の消防用設備等の維持点検は、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて次のとおり行うものとする。また、

受託者は、下関市の行う義務の補佐として点検を行った結果を記録し、下関市に報告するものとする。

2. 点検の内容及び点検の方法

(1) 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

(2) 機器点検

①外観点検

消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

②機能点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認するものとする。

(3) 防火対象物定期点検

市営東大和改良住宅A・B棟1階の構造及び消防用設備等の維持管理状況及び防火管理状況等について、消防関連法令に基づく点検基準に従い、確認するものとする。

(4) 下関港国際ターミナル防火設備点検

建築基準法第12条第3項による防火設備（防火シャッター、防火扉）の作動試験を行う。